

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

重要!

はいたい、学生のみなさん
知っていますか?



学生納付特例制度

学生納付特例制度とは?

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。

(その他の要件で給付できない場合もあります。) そのためにも早めに申請することが重要になります。手続きは右の通りです。ご準備ができましたら早めに申請してください。

学生納付特例制度と老齢基礎年金の関係について、詳しくは2ページの『保険料が納められないときは…免除制度を利用しましょう』の欄をご覧ください。

申請は
お早めに!



申請手続き

受付場所: 那覇市役所 ハイサイ市民課
国民年金グループ(本庁舎1階11番窓口)
受付開始: 令和5年4月3日(月)(ただし土日祝日を除く)
受付時間: 午前8時30分~午後5時15分
混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

手続きに必要なものは?

- 学生証(有効期限内のもの)
または在学証明書(令和5年4月1日以降発行のもので在学期間のわかるもの)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳または納付書等)
またはマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、
修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。
- 本人確認ができるもの(顔写真付き書類1点または顔写真なし書類2点)
※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 令和3年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方で、
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。



※代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!
※同一世帯でも委任状が必要です!(委任状について詳しくは2ページ!)

4月3日(月)より令和5年度分の受付スタート

日本年金機構から学生納付特例継続通知ハガキが送られてきた方は

送られてきたハガキに必要な事項を記入のうえ、返送してください。

(ハガキを返送すれば、手続きしたこととなり、再度市町村窓口で申請する必要はありません。)

学校を卒業した方は

学校を卒業したら、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。学生納付特例申請が承認され、納付を猶予された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。ただし、3年目以降に追納する場合は当時の保険料の額に経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。卒業後、保険料の納付が困難な場合は、申請免除・納付猶予などの制度がありますので、ご相談ください。

国民年金保険料の追納、納付、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは

那覇年金事務所 ☎855-1111 (自動音声案内2⇒2)へお願いします。

令和5年度 国民年金保険料は

年額 198,240円 **月額 16,520円**

国民年金保険料は自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納められます。また、口座振替納付やクレジットカード納付・電子納付(インターネットバンキングなど)もできます。令和5年2月20日から、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付も利用できます！詳しくは4ページで！

前納や口座振替にすると保険料は安くなります！

1 現金で1年分を前納
(まとめて前払い)

年額「3,520円」割引!!

2 口座振替で早割(当月末振替)

月額「50円」の割引!!

注意 口座振替での令和5年度分1年前納(4~9月分の6ヶ月前納も含む)の申し込みは2月末で受付を終了しています。

ご注意! 少しの期間の未納でも...

1年間の未納の場合 → 年額で約2万円 } **生涯、受け取る年金額が**
10年間の未納の場合 → 年額で約20万円 } **少なくなります。**

保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう

経済的な理由で保険料納付が困難な方

免除制度(全額・一部)



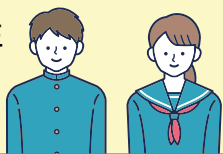
収入の少ない方(50歳未満)

納付猶予制度



経済的な理由で保険料納付が困難な学生

学生納付特例制度



申請して承認されると

- ①免除を受けた期間は、免除の種類に応じて、一定の割合で、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されます。
- ②納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されません。
- ③免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。

※免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)もできます。
※免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です！

委任状の様式は、日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。
また、委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。

- 1 委任年月日(委任状を作成した年月日)
- 2 代理人の氏名
- 3 代理人の住所
- 4 本人との関係
- 5 本人の年金証書などに記載されている基礎年金番号
- 6 本人の氏名
- 7 本人の生年月日
- 8 本人の住所
- 9 本人の電話番号
- 10 委任する内容(例:国民年金への切替、国民年金保険料の免除等について)

※年金加入履歴の記録の交付を委任する場合は、「代理人へ交付を希望」か「本人宛郵送」を記載してください。

産前産後期間の保険料免除申請

■対象となる方:国民年金第1号被保険者で出産日が、**平成31年2月1日以降の方**

※産前産後期間と認められた期間は、保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
※出産予定日の6か月前から届出を行うことができます。

国民年金からの給付



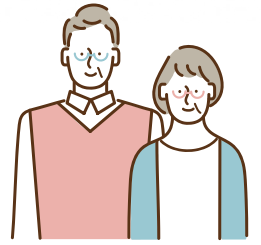
老齢基礎年金 令和5年度の年額

68歳以上の方 **満額792,600円** 67歳以下の方 **満額795,000円**

(20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合)

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには**10年以上の受給資格期間**が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。

ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。



納付と免除と未納 年金を受け取る時にはこんなに違う！

・免除は全額免除で、平成21年3月以前の保険料免除期間を使い、年齢は67歳以下として計算しています。

加入期間	0年	10年	40年	年金額
Aさんの場合	納付40年			納付期間40年で年金額は満額の 795,000円
Bさんの場合	納付20年	免除15年	未納5年	納付期間20年、免除期間15年で年金額は 496,875円
Cさんの場合	免除25年		未納15年	免除期間のみ25年で年金額は 165,625円
Dさんの場合	納付8年		未納32年	納付期間8年で受給資格期間の10年に2年足りないので 年金受給資格なし 。

※但し、65歳まで(昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳まで)の間に任意加入し、10年に足りない2年分を納付して、納付期間が10年に達したときは年金を受け取ることができます。



障害基礎年金 令和5年度の年額

1級障害 68歳以上の方 **990,750円** 67歳以下の方 **993,750円**

2級障害 68歳以上の方 **792,600円** 67歳以下の方 **795,000円**

障害基礎年金は、国民年金加入中(または、60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受け取ることができる年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)



※納付要件について(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件 (初診日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

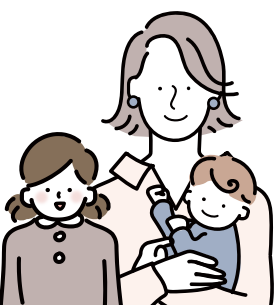
遺族基礎年金 令和5年度の年額

68歳以上の方 **1,021,300円** 67歳以下の方 **1,023,700円**

(子が一人いる配偶者が受ける場合)

遺族基礎年金は、「国民年金加入中の方」、または「加入していた方で60歳から65歳未満の方」(いずれも一定の納付要件が必要)、また「保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方」が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

●子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子です。



※納付要件について(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

亡くなった日の前日において、亡くなった日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件 (亡くなった日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

亡くなった日の前日において、亡くなった日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

年金額の改定については

日本年金機構 年金額の改定

検索

日本年金機構のホームページもご利用ください。

1 付加保険料 少しの付加でお得な上乗せ！

第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、200円×付加保険料納付月数で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。

例えば

40年納付した場合の支払額 $400円 \times 40年(480月) = 192,000円$

1年間に上乗せされる支給額 $200円 \times 40年(480月) = 96,000円 \rightarrow 2年間で192,000円$

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受給することになるため、大変お得です。

■定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます。

(付加保険料だけの納付はできません。)

■第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入者の方は、ご利用できません。

■付加保険料の納付は、申出のあった月分からになります。(※さかのぼって申し込むことはできません)



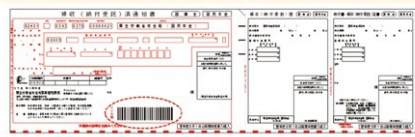
2 国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます！

(令和5年2月20日利用開始！)

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

ご利用に必要なもの

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ



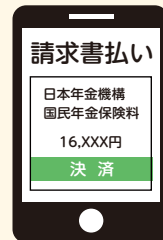
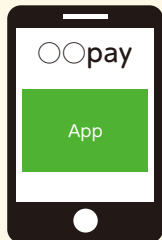
対象決済アプリ(五十音順)

- au PAY
- d払い®
- Pay B (※)
- PayPay



※金融機関等が提供するアプリを含む。
詳細は、PayBのホームページ
(<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

スマホ決済の流れ



3 マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます！

手続き対象

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料 学生納付特例の申請

メリット

1

24時間365日、申請ができます！

メリット

2

スマートフォンからでも申請できます

メリット

3

処理状況も申請結果も確認できます！



まずは**マイナポータル**の「利用者登録」が必要です→
 手続きにはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。



<https://myna.go.jp>